

第6号様式別表10記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書の「更生欠損金額等の控除明細書」の各欄は、欠損金額又は個別欠損金額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第72条の23第4項に規定する個別欠損金額をいいます。以下同じです。）について、次に掲げる法人が記載し、(イ)に掲げる法人にあっては第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）に添付し、(ロ)に掲げる法人にあっては第6号様式別表5の2に併せて提出してください。
 - (イ) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人
 - (ロ) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人
- (2) この明細書の「民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金額等の控除明細書」の各欄は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、(イ)に掲げる法人にあっては第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）に添付し、(ロ)に掲げる法人にあっては第6号様式別表5の2に併せて提出してください。
 - (イ) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第2項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下「震災特例法」といいます。）第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定の適用を受けようとする法人
 - (ロ) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第2項（震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定の適用を受けようとする法人
- (3) 法人税法施行規則第26条の6に規定する書類を添付してください。
- (4) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算の別を明らかにして記載してください。
- (5) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る欠損金額又は個別欠損金額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 「第1号・法第72条の2第1項第3号・第4号に掲げる事業」	事業の区分に応じ、「第1号」、「第3号」又は「第4号」のいずれかを○印で囲んでください。	
2 「債務の免除を受けた金額①」から「計⑦」までの各欄	法人税の明細書（別表7(3)）の1から7までの各欄の金額を記載します。	
3 「当期控除額⑧」	「1 この明細書の用途等」(1)(イ)又は(ロ)に掲げる法人は⑦の欄の金額と⑧の欄の金額のうち少ない金額を記載します。	
4 「欠損金額等⑩」	⑤の「計」の欄の金額を記載します。	
5 「債務の免除を受けた金額⑬」から「計⑱」までの各欄	法人税の明細書（別表7(3)）の13から18までの各欄の金額を記載します。	
6 「⑱の金額を控除する前の所得⑳」	第6号様式の⑳の欄の金額又は第6号様式別表5の㉓の欄の金額を記載します。	
7 「当期控除額㉑」	「1 この明細書の用途等」(2)(イ)又は(ロ)に掲げる法人は⑱の欄の金額、⑱の欄の金額又は㉑の欄の金額のうち最も少ない金額を記載します。	
8 「欠損金額等㉒」	⑤の「計」の欄の金額を記載します。	
9 「調整前の控除未済欠損金額等㉕」	法人税法第57条第2項又は第4項の規定の適用を受ける事業年度にあっては、第6号様式別表12の③の欄の金額を記載します。	